

前 金	部分払い
<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	0 回

令和3年度下施雨ポ第1-1号

半田川田ポンプ場実施設計(詳細)業務委託設計書

津市上下水道事業局  
下水道施設課

令和3年度	下施雨ポ第1-1号	業務委託設計書	局長	
			局次長	
業務名	半田川田ポンプ場実施設計(詳細)業務委託		課長	
			検算者	
業務場所	津市 半田及び神戸 地内		調整・担 当主幹	
			担 副主幹	
設計金額	¥ 一 (内消費税等相当額 円)		主 査	
			担 当	
業務期間	令和3年12月17日限り		設計者	
業務の大要				

<p>下水道設計</p> <p>半田川田ポンプ場</p> <p>建築設計 (自家発室) 一式</p> <p>機械設計 (ポンプ設備) 一式</p> <p>電気設計 一式</p> <p>土木設計 (場内整備) 一式</p>			
--	--	--	--

# 位置図

令和3年度下施雨水第1-1号  
半田川田ポンプ場実施設計  
(詳細)業務委託



## 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本業務委託費				1	式	—	—	
	業務原価							
		直接原価						
			直接人件費	1	式	—	—	
			実施設計 (詳細)	1	式	—		第1号明細表のとおり
			設計協議	1	式	—		第2号明細表のとおり
			現地調査	1	式	—		第3号明細表のとおり
			計 (直接人件費)					
			直接経費	1	式	—		第4号明細表のとおり
		計 (直接原価)						
		その他原価		1	式	—		
	計 (業務原価)							
	一般管理費等			1	式	—		
	計 (業務価格)							

























## 設計業務内容内訳

土木実施設計(詳細)

場内整備(土木)

設計対象水量:13.32m<sup>3</sup>/s

(単位:人)

施設名	作業項目	土木設計							
		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
内半 整田 備川 田 ポ ン 設 計 場	設計計画	—	—	—	—	—	—	—	
	仮設設計	—	—	—	—	—	—	—	
	計算	構造	—	—	—	—	—	—	—
		機能	—	—	—	—	—	—	—
	設計図作成	—	—	—	—	—	—	—	
	数量計算	—	—	—	—	—	—	—	
	照査	—	—	—	—	—	—	—	
計	—	—	—	—	—	—	—		

設計協議

(単位:人)

作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
第1回打合せ	—	—	—	—	—	—	—
中間打合せ	—	—	—	—	—	—	3回
最終打合せ	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—

現地調査

(単位:人)

作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
現地調査	—	—	—	—	—	—	1回

# 下水道施設実施設計業務委託仕様書

## 〔1〕一般仕様書

### 第1章 総則

#### 1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

#### 1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

#### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

#### 1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

#### 1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

#### 1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(計画通知等)に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

#### 1.9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)職務分担表

(ホ)完了届 (ヘ)納品書 (ト)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

#### 1.10 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))または下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

#### 1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 1.12 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかがしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

#### 1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

## 第2章 設計一般

### 2.1 一般的事項

(1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

### 2.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

### 2.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

### 2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

### 2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続によって貸与する。

### 2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

### 2.7 現地調査

受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかななければならない。

#### (1) 地形、その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

#### (2) 地質

地質調査資料と現地との関係

#### (3) 関連管きよの位置、形状、管底高

#### (4) 吐口の予定位置

#### (5) 放流先の状況

#### (6) その他設計に必要な事項

## 第3章 実施設計（詳細設計）

### 3.1 実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、実施設計（詳細設計）図書としてまとめなければならない。

(1) 実施設計（詳細設計）業務で確認する事項

実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

- (イ) 受託者は、実施設計（詳細設計）業務を進めるに当り、設計対象施設に関する実施設計（基本設計）の内容について確認を行わなければならない。
- (ロ) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要計寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路および各部寸法等の確認を行わなければならない。
- (ハ) 仮設構造物の部材応力算定に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認又は検討を行わなければならない。

(2) 実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業

受託者は、発注者が提供した資料、又は受託者の調査した項目について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された実施設計（基本設計）図書のうちで実施設計（詳細設計）で使用できるものは、再使用を妨げない。

(イ) 土木関係

- ① 構造計算書
- ② 基礎計算書
- ③ 仮設計算書
- ④ 水理計算書
- ⑤ 容量計算書

(ロ) 土木関係

- ① 構造計算書
- ② 基礎計算書
- ③ 仮設計算書
- ④ 設備設計計算書

(ハ) 機械関係

- ① 設備容量計算書  
能力、台数、出力等
- ② 機器リスト表
- ③ 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
- ④ 主要機器重量表および建築荷重設定表

(ニ) 電気関係

- ① 設備容量計算書  
能力、台数、出力等
- ② 運転操作概要書
- ③ 主要機器重量表および建築荷重設定表

(3) 詳細設計図の作成に関する作業

受託者は、次に示す詳細設計図を作成すること。

(イ) 土木関係

- ① 一般平面図
- ② 水位関係図

- ③ 構造図
  - a) 平面図
  - b) 縦横断面図
  - c) 杭配置図
- ④ 詳細図
  - 設備（機械、電気）との取合図及び箱抜き図
- ⑤ 配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
- ⑥ 場内管渠配管図（平面図、縦横断面図）
- ⑦ 場内排水管、マンホール、ます構造図
- ⑧ 場内道路、門、さく、塀、場内整備図等
- ⑨ 工事特記仕様書
- (ロ) 建築関係
  - ① 建築意匠図 . . . . .
    - 案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表、工事特記仕様書、箱抜き図
  - ② 建築構造図 . . . . .
    - 伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図
  - ③ 建築機械設備図
    - 系統図、平面図、断面図及び必要部分は詳細図
  - ④ 建築電気設備図
    - 電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等
    - a) 系統図
    - b) 各階配線平面図
  - ⑤ 主要建物（沈砂池・ポンプ室、ポンプ室、管理棟、自家発電機室、汚泥処理棟、送風機室）の透視図  
(カラー仕上)
- (ハ) 機械関係
  - ① フローシート
  - ② 全体配置平面図
  - ③ 配置平面図（施設ごと）
  - ④ 配置断面図（施設ごと）
  - ⑤ 配管全体図
  - ⑥ 水位関係図、箱抜き参考図（土木に準ずる）
  - ⑦ 工事特記仕様書
- (ニ) 電気関係
  - ① 構内一般平面図
  - ② 単線結線図
  - ③ 主要機器外形（参考寸法）図
  - ④ 機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）
  - ⑤ 主要配線、配管系統図
  - ⑥ 配線、配管布設図（ラック、ダクト、ピット）
  - ⑦ 接地系統図
  - ⑧ 機器配置図（⑥との共用含む）

⑨ 工事特記仕様書

(4) 工事設計書の作成に関する作業

受託者は、発注者の示す様式、資料により次のものを作成すること。

- (イ) 数量計算書（材料）
- (ロ) 工期算定計算書
- (ハ) 見積依頼書
- (ニ) 工事設計書（金抜・参考金入設計書）

## 第4章 増設実施設計（詳細設計）

### 4.1 増設実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

増設実施設計（詳細設計）業務は「3.1 実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業」に準じるものとする。

## 第5章 照査

### 5.1 照査の目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りが無いよう努めなければならない。

### 5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

### 5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 実施設計（詳細設計）

- (イ) 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- (ロ) 各種計算書の適切性に関する照査
- (ハ) 各種設計図の適切性に関する照査
- (ニ) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

## 第6章 提出図書

### 6.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

### 6.2 実施設計（詳細設計）提出図書

(1) 土木建築関係

- |                   |              |    |
|-------------------|--------------|----|
| (イ) 実施設計（詳細設計）図   | A 3判折たたみ製本   | 3部 |
| (ロ) 計算書（数量計算書を除く） | A 4判又はA 3判製本 | 3部 |
| (ハ) 工事特記仕様書（土木）   | A 4判製本       | 3部 |
| 工事特記仕様書（建築）       | A 3判折たたみ製本   | 3部 |
| (ニ) 工事設計書         | A 4判         | 原稿 |

(2) 機械関係

- |                   |              |    |
|-------------------|--------------|----|
| (イ) 実施設計（詳細設計）図   | A 3判折たたみ製本   | 3部 |
| (ロ) 計算書（数量計算書を除く） | A 4判又はA 3判製本 | 3部 |

(ハ) 特記仕様書	A 4 判製本	3 部
(二) 工事設計書	A 4 判	原稿
(3) 電気関係		
(イ) 実施設計(詳細設計) 図	A 3 判折たたみ製本	3 部
(ロ) 計算書(数量計算書を除く)	A 4 判又はA 3 判製本	3 部
(ハ) 特記仕様書	A 4 判製本	3 部
(二) 工事設計書	A 4 判	原稿
(4) 議事録	四ツ切カラープリント	3 部
(5) 電子成果品		

## 第7章 参考図書

### 7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 発注者 の土木工事一般仕様書
2. 発注者 の建築工事・建築設備工事一般仕様書
3. 発注者 の機械設備工事一般仕様書
4. 発注者 の電気設備工事一般仕様書
5. 日本工業規格(JIS)
6. 日本下水道協会規格(JSWAS)
7. 電気規格調査会標準規格(JEC)
8. 日本電機工業会標準規格(JEM)
9. 日本農業規格(JAS)
10. 日本電線工業会標準規格(JCS)
11. 内線規程(日本電気協会)
12. 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
13. 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
14. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
15. 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
16. 下水道施設耐震計算例—処理場・ポンプ場編—(日本下水道協会)
17. 水理公式集(土木学会)
18. コンクリート標準示方書(土木学会)
19. 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)
20. 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計と保有水平耐力—(日本建築学会)
21. 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(日本建築学会)
22. 建築基礎構造設計指針(日本建築学会)
23. 壁式構造関係設計規準集・同解説(壁式鉄筋コンクリート造編)(日本建築学会)
24. 土木製図基準(土木学会)
25. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説(公共建築協会)
26. 機械製図基準 JIS ハンドブック 5(日本規格協会)
27. 電気記号 JIS ハンドブック 7(日本規格協会)
28. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図
29. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)

30. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
31. 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン(全日本建設技術協会)
32. 改訂 解説・河川管理施設等構造令(日本河川協会)
33. 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)
34. 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説/揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説(河川ポンプ施設技術協会)
35. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(公共建築協会)
36. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(公共建築協会)
37. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(公共建築協会)
38. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準(公共建築協会)
39. 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(公共建築協会)
40. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準(公共建築協会)
41. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(公共建築協会)
42. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(公共建築協会)
43. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(公共建築協会)
44. ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会)
45. ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会)
46. 水門・樋門ゲート設計要領(案)(ダム・堰施設技術協会)

## 〔2〕特記仕様書

### 1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「実施設計業務委託一般仕様書第1章1.1, 及び1.2に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書による。

### 2. 業務の対象

- (1) 名称 半田川田ポンプ場
- (2) 位置 津市 半田及び神戸 地内
- (3) 排除方式 分流式
- (4) ポンプ場種類 雨水ポンプ場
- (5) 能力  $m^3/秒$   $13.32m^3/秒$

### 3. 設計業務の内容

#### (1) 設計対象施設

設計対象施設名	工種	土木設計		建築設計		機械設計		電気設計	
		設計対象水量 ( $m^3/秒$ )	設計範囲						
沈砂池・ポンプ室		—	—	13.32	◎	13.32	◎	13.32	◎
場内整備		13.32	◎	—	—	—	—	—	—

〔設計範囲〕 ◎：図面、数量まで ○：図面まで △：数量計算のみ

- ア 土木設計・・・自家発電設備の屋外配置、一次造成工の変更に伴う変更設計及びその他必要となる設計
- イ 建築設計・・・自家発電設備基礎の新設、既設建屋の用途変更に伴う一部改造（建築設備含む）及びその他必要となる設計
- ウ 機械設計・・・ポンプ設備及びその他必要となる設計
- エ 電気設計・・・全体設計

### 4. その他特記事項

- ・半田川田ポンプ場は、全体計画の雨水ポンプ編成を電動ポンプφ900mm×1台、ガスタービンポンプφ1350mm×2台の合計3台として、平成22年度に詳細設計を行っているが、ガスタービンポンプは初期費用が非常に高価であり、且つ維持管理費も高価である。また、近年ガスタービンポンプを取扱う業者も少なくなっていることから、ガスタービンポンプ及びそれに伴う電気設備の見直しを令和2年度に実施した。検討の結果、雨水ポンプ形式を電動機形式とすること、また電源供給方式について、常用電源を自家発電機（屋外設置）とした。
- ・詳細設計を進めるにあたり、「令和2年度下施雨ボ第1-1号 半田川田ポンプ場実施設計（基本）業務委託」の内容について、確認を行うこと。
- ・建築設計において、既設構造物の荷重条件変更に伴う構造確認を行うこと。構造確認の結果、補強等が必要となった場合は、本設計内容に含むこと。
- ・場内整備の設計にあたり、以下の点に留意すること。
  - ①自家発電設備の屋外配置に伴い、機器の搬出入計画を検討し、場内道路計画、外灯設置計画を見直しすること。
  - ②現状における敷地造成状況を把握し、自家発電設備基礎の施工性を考慮し、造成計画を見直しすること。

③周辺地盤と比較し、敷地計画地盤高が高く擁壁が必要になるため、この設計を含めるものとする。

・中間成果について

本設計の中間成果（電気設備築造工事に係る概略設計図、参考金入設計書）を令和3年8月末までに納品すること。



特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
<p>カ 照査技術者</p> <p>照査技術者の要件</p> <p>照査の実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ( )</p> <p>照査技術者は、( <input checked="" type="checkbox"/> 下記の者 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ) とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 技術士 ( <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道 部門 下水道 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない )</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）</p> <p><input type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 ( <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない )</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版））</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
<p>キ 打合せ等</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は 3 回とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については ( <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む） ) の打合せに出席するものとする。</p>
<p>ク 資料の貸与</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 (令和2年度下施雨が第1-1号半田川田ポンプ場実施設計(基本)業務委託)</p>

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
令和2年11月

## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
	<input type="checkbox"/> 設計業務等の業務環境改善に向けた取組み（ウィークリー・スタンス）の対象業務とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。
	<input type="checkbox"/> 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、現地確認を行う。
	<input type="checkbox"/> その他

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
令和2年11月

## 支払いに関する事項

### 【前金の支払い】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有しているときなど、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。</li> <li>2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。</li> <li>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</li> <li>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</li> <li>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</li> <li>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</li> <li>7 市長等が行う施策に協力すること。</li> </ol>
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<p>本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</li> <li>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。</li> <li>3 業務等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。</li> <li>4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。</li> <li>5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。</li> <li>6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。</li> <li>7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。</li> </ol>